

小規模企業共済制度は

節税と退職後のゆとりのある生活を応援します！！

* 小規模企業共済とは……

国がつくった退職金制度で個人事業主やその共同経営者^注

並びに会社の役員が加入できます。

注：専従者や後継者の方で2名まで加入できます。

☆ 掛金は全額
所得控除が
できます。

☆ 掛金は毎月

最低 1,000 円～最高 70,000 円

自由に選べ 500 円単位で
増額・減額できます。

☆ 共済金の受取りは
「一括」「分割」
「一括と分割の併用」の
3 タイプから選び、
税制上でも 優遇措置
が受けられます。



お問い合わせ・お申込みは鶴見青色申告会 共済係 菅原迄

電話番号：045-521-1145